

# 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合内共第13号

## 第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、猪苗代・秋元非出資漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ及びわかさぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、前項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は(以下「遊漁者」という。)は、直ちに、第7条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具及び漁法の制限)

第3条 猪苗代湖のまき餌釣による遊漁は、次の表のア欄に掲げる区域内で、かつ、イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 区 域		イ 期 間
上戸浜	上戸トンネル猪苗代町側出口を延長した地点を中心に左右それぞれ500メートルの区域	4月1日から 11月30日まで
加賀浜	猪苗代町・郡山市間の境界線から郡山市側へ1,000メートルの区域	
浜路浜	荒砥川河口中心線から猪苗代町側へ500メートルの区域	
小倉沢浜	小倉沢河口中心線から猪苗代町側へ200メートルの地点を中心に左右500メートルの区域	
大向浜	経沢河口中心線から郡山市側へ200メートルの地点を中心に左右500メートルの区域	

### (遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
こい、ふな、うぐい	1月1日から12月31日まで
いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで
わかさぎ	1月1日から3月31日まで及び10月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
舟津川河口から舟津川堰堤下流端までの区域内におけるませ場の中心点から、上流及び下流それぞれ10メートルまでの区域	5月1日から7月 31 日まで
新前浜の湿地帯の区域(導水路を含む)	
浜路浜郡山市水道取水口を浜路浜湖岸より正面に見た場合の中心線から浜路浜湖岸の左右それぞれ200メートルまで及び沖合280メートルまでの区域	1月1日から翌 12 月 31 日まで
達沢川不動滝を中心として上流及び下流それぞれ500メートルの区域	

2 前項に定めるもののほか、組合が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から、禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

3 前項の公示については、第7条第3項に定める場所に掲示してするものとする。

(全長の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
こい	15 センチメートル
ふな、うぐい	6センチメートル
いわな、やまめ	15 センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
こい・ふな いわな・やまめ うぐい・わかさぎ	手釣・竿釣・まき餌釣	1日	700 円 (組合事務所又は取扱所) 1,000 円 (遊漁現場)
		1年	7,000 円
	船釣	1日	1,000 円 (組合事務所又は取扱所) 1,500 円 (遊漁現場)
		1年	9,500 円

2 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、それぞれイ欄のとおりとする。

ア 遊 漁 者 区 分	イ 遊 漁 料
未就学の幼児・小学生・中学生	無 料
身体障害者	前項に規定する額の2分の1に相当する額

3 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合事務所
- (2) 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名
- (10) 写真(年釣券)

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、舟津川河口から舟津川堰堤までの区域内における川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。